

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成25年9月27日

国土交通省 総合政策局 建設業課 御中

照会者名：GVA法律事務所  
弁護士 山本 俊  
住所：東京都新宿区西新宿7丁目18番5号  
中央第7西新宿ビル4階

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

建設業法第3条（建設業の許可）

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

医療用MRI装置（核磁気共鳴画像診断装置）の使用に供するシールドルームに関し、

- (1) A社（建設業の許可を受けていない。）が、技術研究及び商品開発を行う。
- (2) A社が上記(1)で開発した商品（シールドルーム（シールドルーム建築に伴う内装、電気設備を含む。以下、同様とする。））の建築を顧客（病院等）に対して宣伝する。A社は、宣伝の対象となった顧客の求めがある場合、当該商品の建築に係る費用について参考見積書を発行する。
- (3) 顧客がA社開発に係る商品の建築を希望する場合、A社は、建築業の許可を受けている業者を当該顧客に紹介する。当該建築業者は、当該顧客に対し、商品の建築に係る費用について正式な見積書を交付する。
- (4) 顧客は、上記(3)において紹介を受けた建築業者との間で、A社商品（建設業法第2条1項、別表1「建築一式工事」に該当する。）に係る建築請負契約を締結する。当該契約に基づき、建築業者がA社商品建築の設計及び施工を行い、その報酬は、顧客から当該建築業者に対して支払われる。
- (5) A社は、上記(4)において顧客と請負契約を締結した建築業者から、商品に関するライセンス料、紹介手数料その他費用の支払いを受ける。

この内容において、A社が担う行為が、建設業の許可を必要とするかについて照会を行うものである。

### 3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

#### (1) 見解

前項記載のA社の行為を行うにあたり、建設業の許可は不要である。

#### (2) 根拠

- ア. 建設業の許可は、建設工事の完成を請け負う営業を行う場合に必要とされている（建設業法第2条第2項、同法第3条第1項）。
- イ. 同法第2条第2項の「請け負う」とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、当事者の他方すなわち注文者がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約することを内容とする契約（民法第632条、商法第502条第5号）を締結することをいう。
- ウ. しかしながら、今回A社が予定している行為は、
  - (ア) シールドルームの技術研究・商品開発
  - (イ) 顧客に対する宣伝及び建築業者の紹介
  - (ウ) 建築業者に対する商品技術・ブランド等の使用許可と技術指導にとどまり、顧客（発注者）と請負契約を締結するのは建築業者となっている。すなわち、A社は請負契約の当事者とはなっていない。
- エ. したがって、A社が担う行為は、建設工事の完成を請け負う営業には該当しないため、建設業の許可は不要であると思料する。

### 4. 公表の延期

希望しない。

### 5. 連絡先及び連絡方法

(連絡先)

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7丁目18番5号 中央第7西新宿ビル4階

GVA法律事務所

弁護士 山本 俊

電話 03(6908)7301

FAX 03(6908)7302

E-mail : s.yamamoto@gvalaw.jp

(連絡方法)

速報を上記山本俊宛の電子メールで、書面による正式回答を照会者宛ての郵便でお送りくださいますよう宜しくお願い致します。

以上